

福祉教育委員会

令和5年9月22日（金）  
午前9時57分～午前10時33分  
議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、  
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員  
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・付託議案について

○村岡委員長

ただいまより福祉教育委員会を開催いたします。

当委員会に付託された議案の審査は終了しておりますので、ただいまから採決に移ります。

まず採決の順序について確認のため説明をいたします。採決の順序につきましては、まず、決算議案の認定について採決を行います。続いて、決算議案に関する附帯決議案について採決を行い、その内容を本会議に附帯決議案として提出することについて採決を行います。

次に、決算以外の議案のうち、第66号から69号、73号、86号議案、いわゆる、可決すべき議案についての採決を行い、最後に、承認議案であります。専決処分、第87号議案についての採決を行います。以上の流れで行いますのでよろしくお願ひいたします。

それではまず、決算議案の認定について採決を行います。お伺ひいたします。当委員会に付託された決算議案について反対意見はございますか。

（「反対意見あり」と呼ぶ者あり）

はい、山下委員。

○山下委員

第57号佐賀市一般会計歳入歳出決算、第58号国民健康保険特別会計歳入歳出決算、それから、第60号の後期高齢者特別会計決算について、今回反対します。

○村岡委員長

ほかに反対意見のある方ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、ただいま山下委員より、反対意見ありということで御発言ありました。その部分の御意見を伺いたいと思います。山下議員。どうぞ。

○山下委員

一般会計については当初予算で、反対をしていたこととの関係にもなりますけれども、一つは子育て支援の部分です。当初予算のときには、本庄こども園を整備するのはいいけれども、その一方で町なかの成章保育所をなくそうとしていることなど、それはちょっと逆行してるのではないかということを指摘しておりました。そのことが一つありま

す。

もう一つ、子育て支援として、不妊治療の問題で、保険適用となったことを契機に、市がそれまで独自に支援していた部分を削ってしまったということで、補填をするという自治体がある中で、佐賀市としてはそれをしていないということについて、これまで支援していたことの関係でどうだったのかというのは非常に疑問だし、やはり、子育て支援というよりも、その少子化をどうカバーするかっていうときの大事な部分だったはずなのに、そこを削ってしまったということはやはり間違いではないかというのがあります。

それから、学校給食に関してこれは当初予算でも指摘してましたけれども、中学校における選択制弁当方式の問題、これは本来、全ての子どもに提供すべきだという立場で反対です。

そのほかはほかの委員会との関係がありますので。

それから国民健康保険特別会計に関しては、この令和4年度には1世帯当たり3,300円の税率引下げと、就学前の子どもの均等割の2分の1軽減という条例案がこのとき出てたんですけども、結局収納率が若干下がってます。

一方で、減免の状況を見てみますと、例えばコロナ対策の減免は増えているけれども、事業主本人は減免の対象ではないということで、やはり、事業主自体が非常に困っているときにそこに対する独自減免をすべきではないかということ意見を申しておいたと思います。

それからもう一つは、前年までは例えば資格証明書とか、短期証とか差押えとかそういうペナルティの部分が若干下がっていたわけですが、今回聞いてみますと、全部前年より増えてました。ですから、収納率が下がる一方でそういう差押えだとか何か増やしてるっていうのは非常に国保の構造的に厳しい。

被保険者の状況から見てですねこれは本来はもっと独自減免を手厚くすべきではないかという思いがあります。実際国保も赤字ではなく、結局黒字だったということを見たらですね、もっとそこは、被保険者に対して手厚くすべきではなかったかということがあります。

それから、後期高齢者医療に関してはこれはもう75歳という年齢で区切って医療に差別を持ち込むことには反対だということでききてきました。これも傷病手当に關しても、75歳以上はそもそも傷病手当の対象からも被用者保険であっても外れるという制度上ありますからね。本当に年金生活だとか、所得が下がって厳しい高齢者にとっては、今の後期高齢者の制度というのは、納得がいけないものがあるということで、反対です。

これ制度上は反対だということです。以上です。

○村岡委員長

はい。それではただいま、反対の意見が出されましたので、意見が分かれております第57号、第58号、第60号議案については、それぞれ挙手採決を行うようにいたします。

それと次に、第59号、第65号議案につきましては、一括して簡易採決を行いたいというふうに思いますが、この採決方法で御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように順次採決を行います。それでは第57号、

第 58 号、第 60 号議案について、それぞれ挙手により採決を行います。なお、挙手されない場合は反対として取扱います。

お諮りいたします。第 57 号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数と認めます。よって、第 57 号議案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第 58 号議案について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数と認めます。よって、第 58 号議案は認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、次に、第 60 号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成多数と認めます。よって第 60 号議案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第 59 号、第 65 号議案につきましては、一括して採決を行います。お諮りいたします。第 59 号、第 65 号議案について、それぞれ認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は認定すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案の採決を終了いたします。ただいま認定すべきものと決定いたしました決算議案に対し、御手元の内容で附帯決議について協議を行ってまいりましたが、この附帯決議案について採決を行います。採決については、常任委員会のフォルダで、福祉教育委員会のフォルダで議案審査の中の、9 月 21 から 22 の中の、新しくされてます別紙 1 ですね。昨日文言確認させていただいた部分で修正を行っておりますので、御確認いただきたいと。2 の(1)の実態を踏まえた上で、が入ったということです。

では改めまして別紙 1 の内容で附帯決議について協議をしてまいりました。この附帯決議案についての採決を行いたいというふうに思います。採決については、簡易採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

○川副委員

附帯決議のですよ、もう採決ということですけど、今うちの常任委員会から二つ挙げておられますけど、この二つ等も一緒にあつての採決ということ。私としてはですね。例えば二つありますけど、民生委員のは私の意見としてはオーケーですけど、避難支援、これについては、私は、反対というか。

昨日大体言っとかんといかんですかね。今日審査ということやったけんが、今日意見を出せばいいのかなと思ったけどですね、するしないの採決をするんですけど、中身については昨日の段階で確定をとということでしたので、ということは今御発言あつたとおり項目名は、大丈夫だけど、2 項目は外した内容を提出したいということです。

会派の中でそのように、あつたということです。

私どもも少し議論が不足しちゃったのは事実でございまして、昨日の時点で本当全部、1 項目めについては、いいけども 2 項目は、乗れないというんであれば、本当は昨日議論しておかなくちゃいけなかったことは事実なんです。その点は本当に申し訳なかったと思っております。

認識の不足だつたと思っておりますし、議論をそこまで、本当はすべきだつたということで反省してありますが、理由の一つは、2 番目の避難行動支援の中の議論の中身が、いわゆる民生委員児童委員さん皆さん方のいろんな中身が充実される中で、そこで議論して

いく内容になってくる部分もあるだろうと。

それも含めてのということもあるだろうから、ということも一部含めてですね。それともう一つ前回、可能性という表現が、途中の表現の中にもあったんで、少し、委員さんの中には、ちょっとどうなのかなというふうなこともあったんで、附帯決議になった場合に、ちょっと時間をとって議論させてくださいということになるんだろうと思います。

○村岡委員長

整理しますけれども、1番の民生委員児童委員さんの項目っていうところが充実する中で、2項目の避難支援という部分も、充実するような形になるので、同時というよりは、分けた方がいいか、今回は出すタイミングが一手早い、いいのかなっていうような部分が1点。

可能性の部分につきましては昨日発言いただいた川崎議員さんから、修正の提案をなされたものですから、その点については、問題なかったのかなというふうに思ったんですが。

○川崎委員

自分が前回この2番目が要らないんじゃないかって申し上げたのは、やはり実態をしっかり把握した上で、問題点を明らかにした上で議論しないと臆測こうやってもいけないんじゃないかなという思いがありました。

昨日発言をする中で、この島、この文言、実態を踏まえた上でということをおは提案しましたけれども、それで十分なのかなという思いはまだずっとあります。そういったことであればもう2番目ないほうがいいんじゃないと。決してこれを未来永劫、議論しないというわけじゃなくて、議論するんだけど、もう今回、あえて出さんでもよかつちやなかろうかというのが、という考えです。

○福井委員

というふうなことでありましたが、今回こういう形での議論として、また、今日の採決になってきてます。別紙1で一応、きちんと整理されてる内容でございますので、私たちの意見が十二分に出来て発言してなかったということを反省を踏まえて、今まで申し上げたことは、私たちの中で十分に整理されて、意見として申し上げてなかったことは申し訳ないということでもって、もう取り下げるしかない。

○山下委員

議論の中身というか、理由を聞いてて、何かちょっと違うんじゃないかと思うので、委員間討議として、聞いていただきたいと思うんですが、何で避難行動要支援者のことを出してくる必要があるかという、現実には、例えば医療的ケアの人とかを優先して今、個別支援計画を立ててますっていうのが精いっぱいのところ、それ以外の方たち例えば障害持ってる人たちいろんな人たちいるけれども、ほぼ手つかずの状態なんですよね。

それ以外にほかに、いわゆる障害者手帳を持たなくても、必要な人たちがいてもそこに手がつかない。それはもうはっきり見えているにもかかわらずそれが何ていうんすかそう必ずしも民生委員さんの責任ではないので、どれだけそこに必要な人がいるのかっていうことはやっぱり把握した上で、現実にする、積み上げるっていうことだろうねっていう話をしてたと思うんですよ。だから、民生委員さんの方整わない限りちょっとそれは無理だみたいと言われてたらもう全然この災害が頻発する中でそんなことでは駄目で

しょうと私は思うんですよね。だから、そこはむしろ本当に切離して考えていくべきではないかと思うし、これをあえて取下げなんつか切離してこれは先送りというほど、何ていうか、悠長なことと言っている状態ではないと私は思います。

○川副委員

避難者の登録については、この前執行部からの話を聞いた中で、ずっと執行部も努力しながらやってあるとはもう思います。ただ、やはり避難者の中でもやっぱり登録はしないというのはそれぞれの自分の考えがあるけんが、もう今までずっと、登録をお願いしても、されなかったというのが現状かなと思います。ただその中でですね、地域の方、単位自治会の方は、要支援の名簿はありますけど、それ以外にも多分おられるということですね、地域の方は努力されて、そういう方を募って、情報を集めておられると思いますので、私としては、今回の附帯決議じゃなくて、もうちょっと執行部がですね、地域の方、地域の自治会と話をしながら、要支援者について、もう少し情報を収集したらいいのかなということでもありますので、そのことを踏まえて今回はもうちょっと附帯決議は、要らないのかなと。

もうちょっと地域と執行部と、もう1回いろんな形で話し合いを、努力をしていただいて、情報を得るといいうほうがいいんじゃないかなと思ったところでもあります。ただ、すいません。会派長のほうから、今、ちょっとこの段階で、ちょっと私たちが、2の項目について、反対というか、載せなくていいだろうという話をしてみましたけど、それはちょっと私も手順の違いで、昨日言っとけばいけないのを、今言ったということで、当然私たちのほうに、落ち度がありますので、今回はこのままいってもらっても、私、理解はします。理解しますのでもうこのまま採決とっても、してほしい、して構わないということです。

○福井委員

申し訳ませんちょっとだけ休憩を。

○村岡委員長

そしたら、今、休憩をとるという申出もございますので、暫時休憩をとらせていただきたいと思います。では、10時半に再開をいたします。

◎午前10時20分～午前10時26分 休憩

○村岡委員長

ではお時間よりも少し早いですが、福祉教育委員会を再開させていただきたいと思います。改めまして、認定すべきものと決定いたしました決算議案に対しての、附帯決議について採決を行いたいというふうに思います。採決については、簡易採決で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、簡易採決を行います。お諮りいたします。当委員会に付託された決算議案に対し、別紙1の内容で附帯決議を付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって当委員会に付託された決算議案に対し別紙1のとおり附帯決議を付することに決定いたしました。ただいま決定しました附帯決議については、御手元の別紙2のとおり、当委員会提出の附帯決議案として、佐賀市、佐賀市議会会議

規則第十条第2項の規定に基づき、委員長名をもって本会議に提出したいと思っておりますので、このことについて採決を行います。採決については、簡易採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので会議採決を行います。お諮りいたします。当委員会として別紙2のとおり、附帯決議案を本会議に提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって当委員会として別紙2のとおり、附帯決議案を本会議に提出することに決定いたしました。次に本会議における附帯決議案の提案理由説明については、決算議案審査に関する本会議での委員長報告と内容が重複することになる。思いますので、省略をしたいと考えておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、そのように取扱いを行います。次に決算議案審査に関する本会議での委員長の口頭報告についてですがいかがいたしましょうか。候補としては当然、附帯決議を付しております2議案、それと、途中で出ておりました不登校の対策の部分については漏れなく触れたいというふうに思っておりますが。

○福井委員

附帯決議についての委員長報告をお願いをいたしたいと思っております。若干ちょっと先ほど私たちも、附帯決議の文についてはいろいろありましたが、若干そこでありますように地域の皆さん方との、やはり話し合いを深めていただくということも、付加していただければありがたいと思っております。以上です。

○村岡委員長

はい、ありがとうございます。ほかに。

○山下委員

この付帯決議の2に関してなんですが、要するに網をかけるということですよ。手下げ方式の話が出てきたのは、例えば自治会に入っていない、マンションだとか、そういうところっていうのはもうちょっとそう対象から外れてしまいがちになったりするわけなので、そういう意味で手作業方式っていうのは有効な手段がありますよという。執行部もそこは見てきて、見てきたけども課題もあるようだと、課題もあるようだと言ったけどもその後どうしてるかに関しては、見てないということでもあったので、ただその検証も含めてですね、やっぱり全ての市民の人を対象にするという責任は行政にあると思うんですよ。だから、地域の手の届かないところはどのようにかということも、具体的に考えていくべきだという意味も含めての事だと思っております。その辺の、地域との話し合いとともに、行政としてのきちんとしたその責任というか、そこら辺を言っているのではないかなと思います。

○村岡委員長

委員長報告につきましては議論の補足になるような内容を盛り込むというのが前提でございますので、その辺は審査の中でも、御指摘御意見いただいたところでありますので、必ず盛り込むようにします。あとほかの内容については、正副委員長一任ということで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

あとほかに特に特段これをということがなければ、よろしいでしょうか。それでは内容につきましては正副委員長のほうで協議して口頭報告をつくらせていただきたいと思います。

次に決算以外の議案のうち、第 66 号から 69 号、第 73 号、第 86 号議案、の採決を行い、採決を行います。まずお伺いいたします。当委員会に付託された決算以外の議案のうち、先ほど申し上げた諸議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようでございますので、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとので、一括して簡易採決を行います。お諮りいたします。当委員会に付託された第 66 号から第 69 号議案、第 73 号及び第 86 号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定をいたしました。次に、承認すべき議案である第 87 号議案の採決を行います。まず、お伺いいたします。当委員会に付託された第 87 号議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようでございますので、第 87 号議案について、簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとので、簡易採決を行います。お諮りいたします。当委員会に付託された第 87 号議案について、承認することに御異議ございませんか。異議なし。御異議なしと認めます。よって第 87 号議案は承認すべきものと決定いたしました。以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

次に決算以外の新議案審査に関する本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように取扱います。最後に委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。以上をもちまして、福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。